

議 第 5 4 号

漁 港 管 理 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て

本市漁港管理条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）5月21日提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市漁港管理条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市漁港管理条例（昭和52年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加え、同項ただし書中「同条第4項」を「法第39条第4項」に改める。

別表第1第2号の表3 管類を設置する場合の項中「150円」を「180円」に、「220円」を「250円」に改める。

別表第2第1号の表砂利の項中「180円」を「195円」に改め、同表土砂の項中「140円」を「150円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以

後に納付すべき占用料及び土砂採取料について適用し、同日前に納付すべき占用料及び土砂採取料については、なお従前の例による。

新潟県柏崎市漁港管理条例(昭和52年5月19日条例第24号)

改正後		改正前	
<p>(土砂採取料等)</p> <p>第14条の2 漁港の区域内の水域(市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占有に係るものに限る。))又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)(以下「採取者等」という。)からは、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、法第39条第4項に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p>		<p>(土砂採取料等)</p> <p>第14条の2 漁港の区域内の水域(市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取又は占用の許可を受けた者(以下「採取者等」という。)からは、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、同条第4項に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p>	
<p>別表第1 (第14条関係)</p> <p>(2) 占用料</p>		<p>別表第1 (第14条関係)</p> <p>(2) 占用料</p>	
区分	算定の基礎	算定の基礎	占用料の額
			漁業関係者
			漁業関係者以外の者
(略)			
3 管類を設置する場合	1メートル1年につき	1メートル1年につき	220円
			150円
(略)			
備考 (略)			
<p>別表第2 (第14条の2関係)</p> <p>(1) 土砂採取料</p>		<p>別表第2 (第14条の2関係)</p> <p>(1) 土砂採取料</p>	
種別	単位	種別	単位
砂利	1立方メートル	砂利	1立方メートル
			採取料
			195円
			180円

改正後		改正前	
土砂	1 立方メートル	土砂	1 立方メートル
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	
	150円		140円